

事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

1. 事業の種別
第二種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類
鉄道利用運送
3. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略
4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
仙台貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
東海道本線横浜羽沢駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
大阪貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
越谷貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
岐阜貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
郡山貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
福岡貨物ターミナル駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅
酒田港駅	日本貨物鉄道(株)のコンテナ貨物取扱駅

5. 事業の範囲
一般混載事業
6. 利用運送約款
標準鉄道利用運送約款を適用する。詳細は別途掲示する。
(平成三十一年 国土交通省告示第三百二十号)

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
古川営業所	仙台貨物ターミナル駅
横浜営業所	東海道本線横浜羽沢駅
大阪営業所	大阪貨物ターミナル駅
松戸営業所	越谷貨物ターミナル駅
名古屋営業所	岐阜貨物ターミナル駅
郡山営業所	郡山貨物ターミナル駅
小名浜営業所	郡山貨物ターミナル駅
福岡営業所	福岡貨物ターミナル駅
秋田営業所	酒田港駅